

令和 8 年 9 月 3 日

市政記者クラブ 様

監査事務局管理課

担当 高橋、廣田 (972-3318)

令和 7 年度公営企業決算審査意見書について

地方公営企業法により、市長は決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないとされています。令和 7 年度公営企業決算審査意見書を令和 8 年 8 月 26 日に監査委員から市長へ提出しました。

なお、令和 7 年度公営企業決算審査意見書は、他の決算関係書類とともに「令和 7 年度公営企業決算関係綴」として市政記者クラブにも提供されます。

公営企業決算

(1) 審査結果

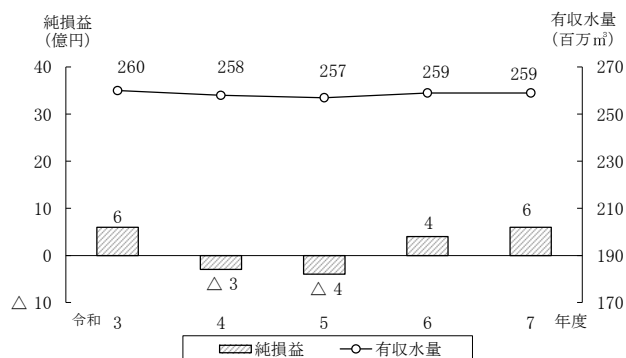
決算書類等は、いずれも法令等に準拠して作成され、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。また、予算の執行状況はおおむね適正であると認められました。

(2) 決算状況

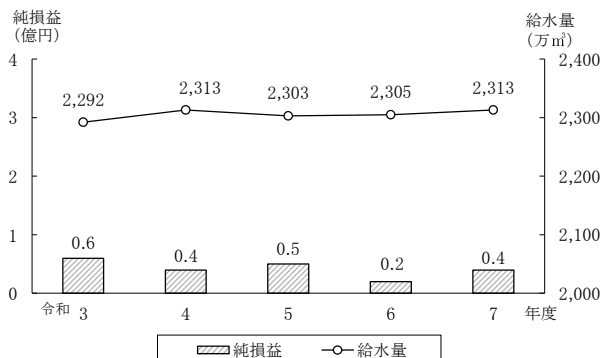
別紙 1 のとおり

決算状況

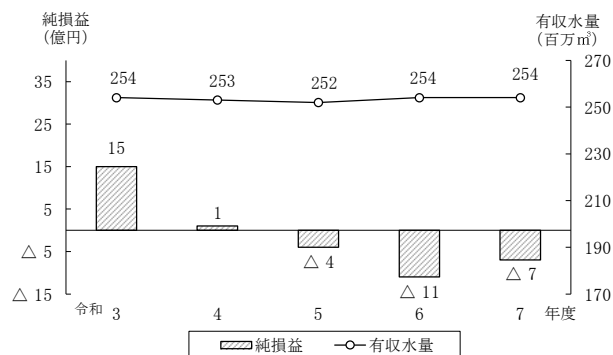
◎水道事業（純損益及び有収水量の推移）



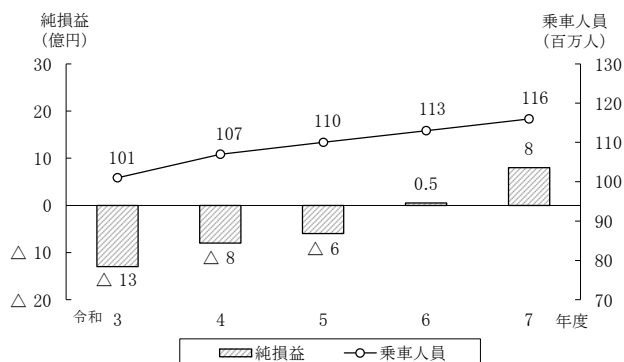
◎工業用水道事業（純損益及び給水量の推移）



◎下水道事業（純損益及び有収水量の推移）



◎自動車運送事業（純損益及び乗車人員の推移）



◎高速鉄道事業（純損益及び乗車人員の推移）

